

議案第 15 号

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が公布されたことに伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員の育児休業等に関する条例（平成１７年山都町条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山都町職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項 の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（公布日：令和7年1月8日）

施行日：公布の日から起算して1年3月を越えない範囲内において政令で定める日

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充

①部分休業について、勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようになった

（現行）
1日につき2時間の範囲内で勤務しない



（改正後）
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しない
② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しない

②部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢引き上げ

（現行）
3歳に達するまで



（改正後）
小学校就学の始期に達するまで

部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度

職員分は、改正不要

非常勤職員分について今回改正

山都町職員の育児休業等に関する条例

職員については第1条に地方公務員の育児休業等に関する法律の規定を引用しているため、改正は法律第19条第1項が部分休業を引用

山都町職員の育児休業等に関する条例

第21条第3項

非常勤職員の部分休業の承認にて引用している「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の改正により引用部分の変更

地方公務員の育児休業等に関する法律

第19条第1項

任命権者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第61条の2第20項

地方公共団体等の職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。